

第3章

計画策定の基本指針

第3章 計画策定の基本指針

第1節 国が示す基本指針

- 国は、都道府県及び市町村が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針として、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号。以下、「基本指針」という。)」を定めています。
- 基本指針は、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定に当たり、障がい者施策の動向等を踏まえて必要な見直しが行われ、令和2年5月に改正されました。改正内容のうち、区が取組に係る内容は次のとおりです。

【区が取組に係る基本指針の主な改正内容】

◎新規 ○充実・変更

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項 (区を取組は第4章に記載)	
基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> ○重度化・高齢化する障がい者の地域生活への移行が可能となるよう日中サービス支援型共同生活援助等の提供体制を確保する。 ○地域共生社会の実現に向け、包括的支援体制の構築に取り組む。 ◎障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保する。 ◎障がい者の社会参加促進のため文化芸術活動や読書環境の計画的整備を推進する。
障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ◎強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制を充実する。 ◎アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策を推進する。
相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ◎発達障がい者(児)及び家族等への支援体制を確保する。
障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援センターにおける地域支援機能を強化する。 ○入所児童の18歳以降の支援のあり方について、協議体制を整備する。 ○重症心身障がい児や医療的ケア児等の支援ニーズを把握し、短期入所等の実施体制確保について検討する。 ○医療的ケア児等に係るコーディネーターの具体的役割を設ける。
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 (区を取組は第5章に記載)	
○目標値等を変更する項目	<ul style="list-style-type: none"> (1)施設入所者の地域生活への移行 (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実 (4)福祉施設から一般就労への移行等 (5)障がい児支援の提供体制の整備等
◎新たに目標として設定する項目	<ul style="list-style-type: none"> (6)相談支援体制の充実・強化等 (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第2節 基本指針への対応

(1) 荒川区障がい者総合プランにおける事業の充実

- 第6期荒川区障がい福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画では、平成30年3月に策定した荒川区障がい者総合プランの基本理念、基本目標及び基本方針を共有し、各施策の下で事業を実施します。

【荒川区障がい者総合プラン】

基本理念 誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ
～生涯住み続けられる地域社会の実現～

基本目標

- 1 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進
- 2 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実
- 3 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進

基本方針

- 1 障がい者の相談・支援体制の充実
- 2 バリアフリーの推進
- 3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援
- 4 障がいのある子どもの健全育成
- 5 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

- 国が示す基本指針における「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項」の改正内容については、荒川区障がい者総合プランに基づき展開する施策の下で実施する事業に反映します。
- 区では、令和2年4月に子ども家庭総合センターを開設し、同年7月から児童相談所の業務を東京都から引き継ぎ開始しました。さらに、同年11月には、基幹相談支援センターを開設して相談支援体制を充実・強化するなど取組を推進しています。一方で、令和元年の東日本台風(台風第19号)や令和2年から続く新型コロナウイルス感染拡大等により障がい者を含む要配慮者への新たな対応も求められています。これら近年の支援体制や情勢等の変化も考慮して、荒川区障がい者総合プランにおける事業の充実を図ります。

(詳細は第4章に記載)

【荒川区障がい者総合プランの体系図】

基本理念	基本目標	基本方針	施策名		
誰もが幸せを実感できる生涯住み続けられる地域社会の実現	基本目標1 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進	基本方針1 障がい者の相談・支援体制の充実	1-(1) 総合的な相談支援体制の充実	1-(2) 計画相談支援・障害児相談支援	
			1-(3) 福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進	1-(4) 障がい者虐待防止センターの運営	
			1-(5) 成年後見制度の利用支援等	1-(6) 自立支援協議会の運営	
			1-(7) 自殺予防の推進	1-(8) 震災時等への備え	
		基本方針2 バリアフリーの推進	2-(1) 意思疎通支援の充実	2-(2) バリアフリーの環境整備	
		2-(3) 障がい者差別の解消			
		基本目標2 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実	基本方針3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援	3-(1) グループホームの整備の推進	3-(2) グループホームの運営支援
				3-(3) 医療費の助成、健康管理の支援	3-(4) こころの健康管理支援の体制整備
	3-(5) 荒川ばん座位体操の実施			3-(6) 在宅系サービス等の提供	
	3-(7) 本人・保護者への経済的支援			3-(8) 利用者負担軽減	
	基本方針4 障がいのある子どもの健全育成		4-(1) 障がい児支援の充実	4-(2) 障がい児の保育・教育	
	4-(3) 学齢期の子どもへの支援の充実				
	基本目標3 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進		基本方針5 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生	5-(1) 生活介護・自立訓練・生活訓練	5-(2) 機能訓練
				5-(3) 施設入所支援	5-(4) 就労支援の強化
		5-(5) 福祉的就労の支援		5-(6) 同行援護・行動援護・移動支援	
		5-(7) 交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援		5-(8) 障がい者スポーツの促進	
		5-(9) 文化芸術活動の促進		5-(10) 地域活動支援センターの運営	
		5-(11) 障害者福祉会館の運営			

※特に優先度の高い施策を重点施策として網掛けで表示しています。

(2) 成果目標及び活動指標

- 国が示す基本指針の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標」は、令和5年度までに達成すべき基本的な目標(成果目標)として、それぞれ目標値を定めます。
- さらに、成果目標の達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標(活動指標)を定めます。

(詳細は第5章に記載)

【成果目標と活動指標(サービス見込量)との関係図】

達成すべき基本的な目標(成果目標)を設定する分野

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村・都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等 [新規]
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 [新規]

成果目標
を設定

成果目標を踏まえて、サービス見込量等を設定

障害福祉サービスの実施等により成果目標の達成を目指す

目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標(活動指標)

- ① 障害福祉サービス等の必要な量の見込み(利用者数、利用時間、利用人日)
- ② その他の追加指標